

## 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人クピド・フェア（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条に基づき、法人の理事及び監事（以下「役員」という。）並びに評議員に対する報酬等について必要な事項を定める。

(報酬の区分)

第2条 役員及び評議員の勤務形態に応じ、次の区分により報酬を支給する。  
ただし、法人の職員である役員に対してはこの規程を適用しない。

- (1) 業務執行理事（非常勤）
- (2) 業務執行理事以外の理事（非常勤）
- (3) 監事
- (4) 評議員

(報酬の額の算定方法)

第3条 前条各号の区分に応じた報酬の額は次により算定する。

- (1) 業務執行理事（非常勤） 別表1に定める額
- (2) 業務執行理事以外の理事（非常勤） 別表2に定める額
- (3) 監事 別表3に定める額
- (4) 評議員 別表4に定める額

(報酬の支給方法及び形態)

第4条 報酬の支給は次の方法によるものとし、日割計算等の細部事項は法人の職員の給与に関する事項を定める給与規則を準用する。

- (1) 別表1及び2に定める額 毎月払による銀行振込（金銭支給）
- (2) 別表3に定める額 その都度、直接払（金銭支給）
- (3) 別表4に定める額 その都度、直接払（金銭支給）

(費用弁償)

第5条 役員及び評議員が、理事会又は評議員会への出席や他の業務のために旅行をしたときは法人の旅費規程に基づき旅費を支給する。ただし、岩見沢市内に居住する役員及び評議員による岩見沢市内での旅行に対しては旅費を支給しない。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から適用する。

別表 1

区 分	報 酬
業務執行理事（非常勤）	月額 200、000円

別表 2

区 分	報 酬
業務執行理事以外の 理事（非常勤）	月額 50、000円

別表 3

区 分	報 酬
監 事	監査 1 回につき、 50、000円
	理事会及び評議員会出席 1 回につき、 10、000円

別表 4

区 分	報 酬
評 議 員	評議員会出席 1 回につき、 20、000円